

書面掲示事項等

保険医療機関及び保険医療療養担当規則等について、
厚生労働大臣が書面掲示することとされている事項について掲載しています。

薬志堂薬局をご利用の皆様へ

当薬局では、後発品の調剤を積極的に行っております。
健康に関するご相談もお受けしておりますので、薬局スタッフまでお気軽にお申し付けください。

当局で取り扱いのある医療保険及び公費負担医療について

- ・健康保険法に基づく保険薬局としての指定
- ・生活保護法に基づく指定
- ・原子爆弾被害者に対する援護に関する法律に基づく指定
- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定
- ・労働者災害補償保険法に基づく指定
- ・児童福祉法に基づく指定
- ・難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく指定

「個別の調剤報酬算定項目の分かる明細書」の発行について

当薬局では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、
領収書の発行の際に、個別の調剤報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行する事と致しました。

明細書は使用した薬剤の名前などが記載されています。
公費負担等で窓口でのお支払いがない方の場合でも発行しております。

※一部店舗では希望された方にのみ明細書を発行しております。ご希望の際は店舗スタッフまでお声がけください。

療養の給付と直接関係ないサービス等の取扱いに関する掲示義務等

＜薬剤の容器代＞

処方箋によって以下の容器代を頂いております。

水薬容器 30ml～200ml：100円 300ml：200円

軟膏容器 10g～30g：50円 50g～100g：100円

＜希望に基づく一包化＞ ※服用時点ごとにまとめてパックする事

（治療上の必要性がなく、問題がない場合）

医師の指示があった場合、規定の調剤報酬点数表に従い、算定後、徴収いたします。

医師の指示がない場合でも、処方日数にあわせて、自費での一包化にも対応しております。

1日～7日	160円
8日～14日	320円
15日～21日	480円
22日～28日	640円
29日～35日	800円
36日～42日	960円
43日以上	1,100円

ジェネリック医薬品について

ジェネリック医薬品とは先発医薬品と成分が同じで、お薬代がお安くなり、味や飲みやすさ等が改良されているお薬です。

当薬局では、処方箋記載の先発医薬品からジェネリック医薬品へ変更致しております。

先発医薬品を希望される患者様はスタッフにお申し出下さい。

※処方記載のジェネリック医薬品から先発医薬品へ変更する場合には、処方医の許可が必要です。

必ずしも全ての医薬品が変更できるとは限りませんのでご了承下さい。

また、在庫の関係上お時間がかかる場合があります。

長期収載品の調剤について

長期収載品（後発医薬品がある先発品）の調剤において、制度に基づき特別の料金をいただく場合がございます。制度の趣旨をご理解いただき、ご不明な点はお気軽にご相談ください。

薬剤服用歴管理指導料算定について

当薬局では調剤基本料 1 を算定しております。

よって、お薬手帳を持参された方（原則過去 3 月内に処方せんを持参した患者に限る）には、服薬管理指導料が 45 点となります。

しかし、過去 3 月内に処方せんを持参のなかった患者様、初めて来局される患者様、手帳を持参していない患者様は服薬管理指導料が 59 点となりますので、ご了承ください。

後発医薬品調剤体制加算について

当薬局では、後発医薬品の使用数量の割合が 90% 以上そのため、後発医薬品調剤体制加算 3 (30 点) を処方箋受付 1 回につき算定しております。ご了承ください。

医療情報取得加算について

当薬局では、オンライン資格確認等システムの運用を開始しているため、医療情報取得加算を算定しております。

あらかじめご了承ください。

医療 DX 推進体制整備加算について

当薬局では下記事項を行っているため、医療 DX 推進体制整備加算 3 (6 点) を算定しています。

- ・オンライン資格確認システムを通じて患者様の診療情報、薬剤情報等を取得し、調剤、服薬指導を行う際に当該情報を閲覧し、活用しています。
- ・マイナ保険証カードの健康保険証利用を促進する等、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるように取り組んでいます。
- ・電子処方箋や電子カルテ情報共有サービスを活用するなど、医療 DX に係る取組を実施しています。
- ・マイナ保険証の利用実績が 15% 以上